





# 防火特集号

## 春の火災予防運動

### 四月十日〜十六日まで

◎学校、工場、旅館等の火災防止  
 ◎子どもの火あそび防止  
 ◎放火・出火時の火の危険

これを重点事項として今年の春の火災予防運動が四月十日より、十六日まで、全国一斉に行なわれる事に  
 無火運動は年間の通して一日も欠かすことは出来ず、毎春、秋の二回最も火災の多発する期間にこの運動を実施することにしており  
 今回の運動は、春先において気象条件の悪影響等により、火災が多発しやすい、また大火になりやすいこと、かんがみ町の火災予防に注意を一段と高めるとともに、日常生活における適切な防火とその管理

これら火災の出火原因をみると、タバコが原因の不始末によるものが、子供らの不注意によるものが相対的に増加を占めており、この出火の事例を占めておらず、油断と不注意に起因している実情です。  
 本町に於ける最近五ヶ年の火災の状況は、別表のようになります。

1 マッチは子供の手のとどかない所に置くこと。  
 2 子供の火遊びは四、五才から小学二、三年の子供に特に注意すること。  
 3 花火遊びは風の強い日に禁止し、火物の場所では絶対に燃やさないこと。  
 これらの事項の外に子供はマッチをいじるのは悪いと知っているが、押入れとか物置等にかくれ、マッチを盗んで遊ぶ。危険性を知らないため火災を起すおそれがある。マッチは便利なものだが取扱いは方によって危険なものであることをよく教えておくこと。

## 秋田県市町村交通災害共済 4月1日から発足

交通災害共済がきょうから発足します。これは不幸に災害をうけられた人たちのたすけ合いのため、こんど県内市町村が団結して、交通災害共済組合をつくったものです。  
 いつどこでどんな事故にあっても、万が一にせよ、みんなそろって組合に加入しましょう。

あてはまる交通事故は  
 ①日本国内で自動車、オートバイ、自転車、ローリーバスなどに乗車中、または歩行中これらの車により事故がおこり、死んだり、けがをしたとき。  
 ②歩行中、踏切道で汽車、電車などに接触または衝突して、死んだり、けがをしたとき。

加入のできる人は  
 県内市町村に住んでいる人で住民基本台帳に記載されている人、または、外国人登録をしている人なら、どなたでも加入できます。

掛金は  
 1人年300円(こしに限り月割とし1ヶ月25円)  
 共済期間は  
 毎年4月1日から翌3月31日までの1年間です。  
 加入の申込みは  
 役場住民課へ申込書に掛金を添えて申込んで下さい。

災害共済金は  
 1 死亡 50万円  
 2 6月以上治療を要する傷害 10万円  
 3 3月以上 5万円  
 4 1月以上 2万円  
 5 1週間以上 5千円

災害共済の請求のうけとり方  
 ①加入者証 ②警察署長の事故証明書 ③医師の診断書を請求書に添えて役場へどけると、共済金をもらえます。  
 ④…くわしいことは住民課でおたずね下さい。

## 火災予防について

五城目町消防団団長 渡辺 時治



これから春にかけて気象上の特徴も加わって火災が発生しやすい、しかも火災の規模が大きくなるおそれがあります。この時に当り四月十日より十六日まで春の火災予防運動が実施されます。昨年中秋田県内では二六億円が灰となり、十五人の尊い犠牲者を出しており、我が町においても四件の火災

### 火災予防心得十カ条

- 1 早く発見、早く通報、早く避難
- 2 外出するときは夜寝るときは火を使用しない場所を点検し安全を確認し、火を消す
- 3 火を使用する場所には消火用バケツに水を入れいつも用意しておく
- 4 タバコを投げ捨てず、寝タバコは早めに消す
- 5 毎月1日は「防火の日」です。この日は火を使用する器具などをよく調べ安全であるかを確かめましょう。
- 6 マッチなどは子どもも見えないところに保管しましょう。
- 7 火を消す器具などは説明書をよく読み、正しい使用方法をしましょう。
- 8 子ども、病人には留守をさせない心がけ、二階に寝さないようにしましょう。
- 9 空気が乾燥したとき、または強い風が吹くときは火の取り扱いはよく注意し、火の用心に10 家族みんなで「火の用心」について話し合きましょう。

## 本町の最近五ヶ年間の火災原因

原因別	昭和39～45年					合計
	39年	40年	41年	42年	43年	
煙突(加熱、熱火、不完全燃焼)、ストーブ(火の不始末)	2	4	2	2	2	12
子供の火あそび	1	3	1	1	0	6
煙草器具	0	2	1	1	1	5
電気器具	1	0	2	1	1	5
油類の引火	1	0	1	0	1	3
コタツ	0	1	1	0	1	3
マッチ、ローソク	1	1	0	0	0	2
ガスの引火	1	0	0	0	0	1
その他	1	1	2	4	3	11
合 計	10	17	12	10	10	59

### 現在の知識

現在全国的に石油ストーブが普及し使用数も上位にのぼるとみられています。石油ストーブの普及と共に火災件数も多く、昨年全県でも石油ストーブによる火災は五五三件(六六%)でありました。幸い五城目町では一件の火災も発生しておきません。

## プロパンガスの使用心得

- 1 近年におけるプロパンガスの普及は目覚ましい、本町でも八十%以上の家庭がこれを使用し、家庭燃料の主座を占めており、そのほかの除にも危険な性質が見逃さず、
- 2 正しい知識を身に付け、安全に使用することが必要であること、空気が重いこと、燃焼範囲が非常に低いこと、等を念頭に、四か所(1)に注意を要する。
- 3 設置場所には換気扇を必ず設置し、換気扇は常に使用する。
- 4 器具は規定のものを使用すること、空気が重いこと、燃焼範囲が非常に低いこと、等を念頭に、四か所(1)に注意を要する。
- 5 換気扇は常に使用する。
- 6 換気扇は常に使用する。
- 7 換気扇は常に使用する。
- 8 換気扇は常に使用する。
- 9 換気扇は常に使用する。
- 10 換気扇は常に使用する。

## 火の用心 注意事項

- 1 春は年中で最も火災の多い時期です。異常乾燥注意報の発令中や、強風の日が多くなるので特に次の事に注意しましょう。
- 2 火の用心は、夜お寝する前に必ず火の元を点検すること。
- 3 有事に備えて消火用バケツを用意し、火の用心は、夜お寝する前に必ず火の元を点検すること。
- 4 毎日十日は「家庭防火の日」であり、この日には、家族みんなで火の取扱いについて話し合おう、暖房器具等火の元を点検しよう。
- 5 ガスや電気などの燃焼器具は、説明書による正しい取扱をし、使用後は元栓や電源を止めること。
- 6 火事になったら大声で火事振れをよび、早く消防署に知らせるため「一九番」ということをふだんから覚えておくこと。
- 7 二階には子供や老人を移さないよう注意すること。
- 8 停電に備えて懐中電灯を用意し、毎日十日は「家庭防火の日」であり、この日には、家族みんなで火の取扱いについて話し合おう、暖房器具等火の元を点検しよう。
- 9 ガスや電気などの燃焼器具は、説明書による正しい取扱をし、使用後は元栓や電源を止めること。
- 10 火事になったら大声で火事振れをよび、早く消防署に知らせるため「一九番」ということをふだんから覚えておくこと。
- 11 二階には子供や老人を移さないよう注意すること。
- 12 停電に備えて懐中電灯を用意し、毎日十日は「家庭防火の日」であり、この日には、家族みんなで火の取扱いについて話し合おう、暖房器具等火の元を点検しよう。

